

# 群馬県からののお知らせ



ぐんまちゃん

## 群馬県青少年健全育成条例施行規則 (以下「施行規則」)の一部改正について

### 「薬品類等」に知事指定薬物(いわゆる危険ドラッグ)を追加

平成28年1月15日公布  
平成28年4月1日施行

#### 施行規則の条文(改正後) (薬品類等の指定)

##### 第15条

条例第34条及び第50条第1項第9号に規定する規則で定める薬品類等は、次に掲げるとおりとする。

一から五まで 略

2 条例第39条第5号、第40条及び第41条に規定する規則で定める薬品類等は、前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物
- 二 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号)第13条第1項に規定する知事指定薬物

#### 施行規則の改正概要

群馬県青少年健全育成条例では、第39条第5号で「青少年が薬品類等を不健全に使用することを知らずながら、使用場所を提供又はあっせんする行為を禁止」しています。

今回の施行規則の改正で、上記場所提供等における「薬品類等」に「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」第13条第1項に規定する「知事指定薬物」が追加されるなどしました。



第39条第5号違反  
罰則：50万円以下の  
罰金(第56条)

青少年に対して行われる行為のうち罰則が規定されている行為は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることはできません。(第60条)

◎ 行為の相手が青少年であるか、年齢を確認する義務があります。



「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは  
**群馬県健康福祉部こども未来局少子化対策・青少年課**

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線2394)・027-226-2393(直通)

※ 詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、群馬県ホームページ右上の「 検索」に「健全育成条例」と入力して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。

健全育成条例

検索

CLICK!